

## 第5章

---

### 文化財の保存及び活用に関する基本的事項

## 1. 全市に関する基本方針

### (1) 文化財の保存・管理・活用の現状と今後の方針

本市には、国指定文化財5件、県指定文化財31件、市指定文化財70件、合計106件の有形・無形の指定文化財と、国登録有形文化財4件の建造物がある。国・県・市指定文化財については、文化財保護法、静岡県文化財保護条例、掛川市文化財保護条例のほか、関連法令に基づき、所有者や管理者に適切な保存や管理に関する指導・助言を行っており、今後も引き続き適切な保存や管理等の措置を行っていく。加えて、指定文化財の所有者や管理者による管理を補助するため、教育委員会委嘱の文化財パトロール員を配置して、現状把握に努めていく。

未指定の文化財については、市内全域において悉皆調査を実施し、その価値を適切に判断し、必要に応じて文化財指定の可能性について検討していく。

また、新たに指定された文化財や未指定の文化財を含む全ての文化財を対象に、歴史的な関連や市民生活にどう関係しているのか、どれほどの価値があるのかといった関連性を整理する。その上で、こうした文化財が市民生活にとって必要なものとなるよう、商工や観光等の関係機関との連携を図り、従来の「保存して活用する」から「活用するために保存する」という考え方に变え、保存、管理及び活用に努めていく。

以下、本市における歴史的風致の維持及び向上の中核となる文化財について、種別ごとに、今後の方針を定める。

#### 【有形文化財（建造物）】

県指定・市指定及び未指定の有形文化財（建造物）の保護にあたっては、適切な保存管理や活用が図られるよう、現状の保存状況を把握し、今後文化財をどうしていくべきかについて、所有者や管理者等と協議し、保存、活用に向けた修理・整備、防災対策などを計画的に実施していく。

#### 【史跡】

国史跡については、それぞれに立てた保存管理整備計画に基づき、適切な保存整備を行っていく。県や市の指定史跡については、現状の保存状態を確認し、適切かつ必要な保存、管理の対策を講じる。

未指定の史跡候補の遺跡については、後世に永く保存、継承していくことを目的として、必要に応じ史跡として指定し、保存管理計画を立てて保存管理する。

#### 【無形民俗文化財】

県・市指定無形民俗文化財について、伝統芸能の活動の記録を作成することにより、保存伝承の手助けとなっている。今後も活動を維持、継続していけるよう、後継者の指導育成等について支援を行う。

市内には、未指定ながらも文化財として価値あるものが多数あることから、学術的な視点での悉皆調査を実施し、必要に応じて指定等の措置を講ずる。また、地域の活性化を図ることから、未指定の祭りなどの行事について、商工及び観光等関係機関等の協力を得て広く紹介していく。

## (2) 文化財の修理・整備に関する方針

有形文化財は、経年劣化や災害等の外的要因により毀損や滅失の被害を受ける恐れがあることから、日頃の維持管理を含めた予防対策と、被害を受けた場合の適切な修理、復旧が求められる。

日頃の予防対策として、所有者や管理者による適切な維持管理と日常的な点検を行うことで損傷の早期発見に努め、必要に応じて、所有者等の意識向上のための適切な助言を行う。

修理については、文化財の価値を維持するため、過去の改変履歴や調査記録などを活用し、新たな調査研究に基づき実施することを基本とする。また、所有者等の財政的負担の軽減を考慮し、各種補助制度を積極的に活用する。

未指定文化財のうち歴史的風致形成建造物として指定した建造物については、所有者等と協議しながら、修理・整備などに対する支援を実施する。

## (3) 文化財の保存・管理・活用を行うための施設に関する方針

掛川市二の丸美術館、掛川市埋蔵文化財センター、大須賀歴史民俗資料館、吉岡彌生記念館、大東図書館常設展示室郷土ゆかりの部屋、河井弥八記念館等は、地域の貴重な文化財の収集・調査・展示により、市民が広く文化財に触れ、学習する場としての役割を果たしている。

市内には多くの文化財があることから、文化財を保存・活用しながら展示できる個別施設や、総合的な情報発信の拠点の整備が必要である。

また、市内各地の文化財の所在や価値を説明するため、施設の改修や建設時に誘導サインや説明看板を設置しているが、デザインの統一感に欠けるとともに、日本語表記のみのものが多い。誘導サイン等の整備にあたって、デザインの統一、多言語化、周辺景観やユニバーサルデザインへの配慮により、海外からの観光客を含め、より多くの人に文化財をPRする。

## (4) 文化財の周辺環境の保全に関する方針

文化財の魅力を高めるために、文化財単体にのみ措置を講じるのではなく、その周辺

環境と一体的な措置を講じることが重要である。そのため都市計画法や掛川市景観条例等の関連法令と連動し、文化財とその周辺を一体的に保全する。また、掛川市景観条例に基づく景観形成重点地区の指定を段階的に進めていく。その際、地区住民との協議会等を開催し、地区景観に関する住民意識の向上を図りつつ、周辺の景観に合わせた、建築物や工作物の形態意匠などについて、合意形成を進めながら整備方針等を定めていく。

文化財周辺の景観を阻害する要素は、改善や除去を進めるとともに、文化財を活用するための施設は、文化財や周辺の環境との調和に配慮して整備や再整備をする。

### (5) 文化財の防災に関する方針

有形文化財は、火災、地震、落雷、水害、台風等の災害により毀損、滅失する恐れがあることから、個別の有形文化財ごとに防災対策を検討し、被災リスクを軽減することが重要である。

滅失の危険性の高い火災については、火災が発生しないよう予防対策の徹底と日頃からの防火教育・訓練に取り組むとともに、火災が発生した際の迅速な消火体制の構築を行う。

予防対策として、文化財を保存する上で必要と考えられる防火設備を設置し、消防法で義務付けられている自動火災報知設備や非常警報設備、防火壁、消火栓、消火用水及び避雷設備等防災設備を整備するとともに、定期的な保守点検を実施する。

また、文化財を地震や津波などの災害から守り、後世に継承するため、「掛川市地域防災計画」の運用により、文化財の耐震対策や応急対策を講じる。また、文化財愛護団体の諸活動を通じて、市民の防災指導、文化財に対する防災知識の普及を図る。

さらに、美術工芸品などの有形文化財は、盗難に遭わないように防犯設備設置を推奨するとともに、所有者の防犯に対する意識向上を図る。

### (6) 文化財の保存・活用、普及・啓発に関する方針

市内にある文化財の価値とその存在する意義を知り、それを学ぶための環境を整えることで、文化財が市民生活にとって必要なものと認識する人を増やすことにより、文化財を市民の地域への誇りと郷土愛の醸成に繋げることが重要である。

そのため、文化財の統一的な案内板の設置やパンフレットの作成、配布とともに、観光ボランティアによるガイド活動の育成やイベントの開催などにより、広く普及、啓発を図る。

一方、小・中学生を含む市民を対象とした展示会や講座などを開催し、文化財に直接触れてもらい、市民生活にとって文化財が身近で必要なものと思うようになるよう、郷

土の歴史・文化・文化財についての理解を深めてもらう。

### (7) 埋蔵文化財の取り扱いに関する方針

市内には704の遺跡（周知の埋蔵文化財包蔵地）が知られており、県内で最も遺跡の多い市である。それぞれの遺跡について、文化財保護法に基づき保護を実践している。

遺跡のある場所で土木工事等を行う際の届出の義務を周知するとともに、該当する場合は開発事業者との事前調整を経て、試掘・確認調査、発掘調査などで現状把握を行い、その調査結果をもとに、適切な保護、保存措置を講じていく。

### (8) 文化財の保存・管理・活用に係る掛川市教育委員会の体制に関する方針

本市では、文化財に関わる業務は、教育委員会社会教育課が担当しており、専門職員として学芸員5名・非常勤事務職員1名が携わっている。今後、本計画の策定を契機に、都市計画、景観及び観光を所管する部署との連携、見識のある市民の協力と連携を取りながら、文化財の保存、管理及び活用を強化する。

また、文化財行政に関わる教育委員会の諮問機関として掛川市文化財保護条例の規定に基づき、掛川市文化財保護審議会が設置されている。10人以内の学識経験者及び関係行政機関職員で構成されている。今後も審議会の助言等を得、適切な文化財の保存、管理及び活用を図る。

### (9) 文化財の保存・管理・活用に関わる住民・NPO法人等各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

本市の文化財を保存、管理及び活用していくためには、行政機関だけで取り組むことは難しく、地域において文化財の保存、管理及び活用に取り組んでいる団体と連携することが必要である。

本市における文化財の保存、管理及び活用に関わる主な団体は、次のとおりである。

表 本市の文化財の保存、管理及び活用に関わる主な団体

名称	主な活動エリア	活動概要
掛川観光ガイドボランティア 猫の手の会 ◎	掛川	観光ボランティアガイド
高天神城観光ボランティアの会	大東	観光ボランティアガイド
戦国汁の会	大東	郷土の歴史の継承
達人に学び伝える会	市内全域	講座やイベントの企画

掛川市歴史的風致維持向上計画 第5章

榎茶文字の里東山	東山	イベントの企画など
掛川茶手揉み保存会	市内全域	手もみ製茶の技術の継承
掛川地方史研究会	市内全域	郷土の歴史調査、研究
南遠郷土史懇話会	大東	郷土の歴史調査、研究
大須賀郷土研究会 ◎	大須賀	郷土の歴史調査、研究
遠州祭り囃子保存会中遠竹友会（竹友会）	市内全域	祭り囃子の継承
かんからまち保存会 ◎	掛川	かんからまちの伝承
紺屋町木獅子の舞保存会 ◎	掛川	紺屋町木獅子の舞の伝承
八坂神社祭典保存会	大東	祭典の運営
大東ふるさと太鼓の会	大東	伝統芸能の継承
三社祭礼囃子保存会 ◎	横須賀	祭囃子の継承
三熊野神社の地固め舞と田遊び保存会 ◎	横須賀	伝統芸能の継承
遠州横須賀倶楽部 ◎	横須賀	勉強会やイベント等の開催
横須賀景観整備機構 ◎	大須賀	景観保全に向けた取り組み
松ヶ岡プロジェクト推進委員会 ◎	松ヶ岡	松ヶ岡等の修復・復元に向けた取り組み
松ヶ岡を愛する会 ◎	松ヶ岡	松ヶ岡の管理、活用、歴史調査等
中村砦城山保全会	中	中村砦の保全・活用
平塚古墳保存会	上西郷	平塚古墳の保存、管理

◎を付けている団体は重点区域の文化財の保存、管理及び活用にも関わる主な団体。

これらの活動団体と連携して保存、管理及び活用を図るため、人材育成の支援や、必要な情報提供、助言・指導などを継続的に行っていく。今後においては、団体同士の交流会を設け、団体の強化、連携した活動を図っていく。

## 2. 重点区域に関する事項

### (1) 文化財の保存・管理・活用の現状と今後の具体的な計画

重点区域内には、掛川城御殿、横須賀城跡をはじめとする多くの指定文化財が存在している。これらの指定文化財は、文化財保護法、静岡県文化財保護条例、掛川市文化財保護条例のほか、関連法令に基づき、これまで保護のための措置が講じられてきた。

国指定文化財について、適切な保存管理や活用が図られるよう、保存活用計画に基づき修理・整備、防災対策などを行う。国史跡横須賀城跡は、適正な維持管理、活用の推進に努めるとともに、指定地内の公有化を進めていく。

市指定文化財の松ヶ岡（旧山崎家住宅）は、保存、管理及び活用の計画を確立し、市民協働による施設運営及び経営方法について具体的に計画し実施していく。

未登録・未指定の有形文化財について、地域の歴史を物語る貴重な資源として捉え、悉皆調査によって積極的に状況把握に努め、価値があると評価されたものについては、市の指定、国の登録制度、伝統的建造物群保存地区の制度などを活用し、適切な保存、管理及び活用を検討していく。

また、地域に根付く伝統行事の無形民俗文化財は、保存伝承のための維持管理・後継者の指導育成を行っている活動団体への支援を継続する。

### (2) 文化財の修理・修復に関する具体的な計画

重点区域内において修理が必要な有形文化財は、県指定文化財の龍華院大猷院霊屋附春日厨子、市指定文化財の松ヶ岡（旧山崎家住宅）、掛川城太鼓櫓、大手門番所、竹の丸米倉、未指定の掛川城石垣など、多く存在する。これらの文化財は、経年劣化による内外の損傷が進行しており、滅失の恐れに繋がることから、なるべく早い時期の修理・修復事業を行う必要がある。

そのため、文化財の価値を損ねないよう過去の改変履歴や調査記録等の活用と、新たな調査研究に基づき、文化財保護法、静岡県文化財保護条例、掛川市文化財保護条例の現状変更等の許可制度に適合させ修理を行う。

未指定の有形文化財である建造物は、所有者等と協議を行い、歴史的風致形成建造物として指定の上、修理や活用などに係る費用に対して支援する。

### (3) 文化財の保存・管理・活用を行うための施設に関する具体的な計画

重点区域内において、文化財の保存や情報発信をする施設は少ない。掛川城御殿や松ヶ岡などの文化財建造物における展示が見られるものの、発信できる情報量は限られて

いる。

また、文化財の価値を説明する案内板の老朽化または未設置、案内板や誘導サインの統一ルール欠如から、十分にガイダンス機能を発揮しているとは言えない。

そのため、重点区域内の文化財の情報を発信する施設の整備、各案内板等の表示の統一化及び多言語化を図り、来訪者が安心して文化財にアクセスでき、その価値を十分理解できるよう環境を整える。

#### (4) 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

掛川駅から掛川城周辺地域の中心市街地においては、平成6年に掛川市城下町風街づくり地区計画を定め、掛川城周辺の歴史的建造物との一体的な景観形成を進めてきた。地区計画の設定から20年余りが経過していることもあり、社会情勢の変化に応じた地区計画の見直しを行い、引き続き周辺環境と調和したまちづくりを推進する。

遠州横須賀街道沿道景観形成重点地区は、祭りが似合う街並み景観の保全のため、平成26年に掛川市景観計画重点地区に指定されている。また、地域住民等で構成される団体による審査、助言を受ける体制が整備されている。現在は任意団体だが、景観法に基づく景観整備機構の指定を目指し、より地域住民が主体となった景観形成を図る。

また、無電柱化の検討、道路舗装の美装化、道路側溝の改修、周辺景観と調和する街路灯の整備を行い、良好な景観形成と観光振興を図る。

#### (5) 文化財の防災に関する具体的な計画

火災予防については、防火訓練を毎年1月26日の文化財防火デーにあわせ、重要文化財である掛川城御殿、多くの文化財を有する三熊野神社、龍華院大猷院霊屋などで、消防本部職員、地元消防団員、所有者、市教育委員会などが連携して実施しており、今後も継続して行う。

また、重要文化財である大日本報徳社大講堂や、県指定有形文化財である、淡山翁記念報徳図書館、旧有栖川宮熾仁親王邸御座所及び侍女部屋、旧遠江国報徳社第三館掛川事務所などにおける実施も検討し、協議していく。

歴史的建造物の多くが木造であることから、火災対策が重要なため、防災訓練の対象を広げていく必要がある。引き続き、消防署による文化財の予防的な査察と啓発を実施するとともに、所有者、管理者等に対し、自動火災報知器や盗難対策としての警備システムなどを設置するための促進及び支援を行っていく。また、所有者等と協議し、個々の歴史的な建造物に対して耐震診断を実施し、補強修復計画の立案や耐震補強の実施を検討する。

## (6) 文化財の保存・管理・活用の普及・啓発に関する具体的な計画

市民が重点区域内の文化財に対して理解を深める機会を創出することは、歴史的風致を維持向上させる上でも重要である。

そのため、各文化財に関心を寄せやすい歴史ストーリーで関連付けたパンフレットなどの作成や市ホームページの充実化を図る。また、整備工事、建造物修理の現場説明会など、文化財の保存の現場を活用した見学ツアーを実施する。

無形民俗文化財は、担い手の育成などで多くの人の関与が重要であることから、過去の記録調査を実施し、円滑かつ確実に文化が継承されていくよう努める。さらに、伝統芸能の継承などの活動を行う団体に対しては、必要な支援を実施し、伝統文化の普及啓発を図る。

## (7) 埋蔵文化財の取り扱いに関する具体的な計画

重点区域内において、現在確認されている「周知の埋蔵文化財包蔵地」は多数あり、これらの該当箇所では歴史的風致の維持及び向上に関する事業を実施する場合は、埋蔵文化財の価値を損なわないよう十分な調査を行うものとする。

また、土地利用等で埋蔵文化財が破壊されることがないように、地権者等への周知を図るとともに、実際の開発に際しては十分な事前協議を行い、できるかぎり現状保存を図るものとする。土地利用により破壊を免れえない場合は、静岡県教育委員会の指示や協議に基づき発掘調査等を実施して、記録保存を行う。

## (8) 文化財の保存・活用に関わる住民・NPO 法人等各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

重点区域内における文化財の保存、管理及び活用に取り組む団体として、郷土芸能の伝承を行う団体などが活動を活発に展開している。

その他にも、各地区の祭典には組や自治会の役員、氏子関わっている。また、市内全地区において「まちづくり協議会」が組織され、地域の伝統と歴史を活かしたまちづくりに取り組んでいるところも多い。文化財の保存、管理及び活用にあたって、地区住民やこれらの団体との連携が求められる。

そのため、自主的な活動の継続に向けて、必要な情報提供や市民への活動PRなどの支援を行うとともに、団体間で情報交換ができる機会の創出など、文化財の保存、管理及び活用に向けた体制整備を図る。

